

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年9月3日 午前10時00分 招集
2. 令和3年9月17日 午前10時00分 開議
3. 令和3年9月17日 午前11時51分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	代表監査委員	小野正敏
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	廣瀬和英	教育課長	藤井栄治
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	監査委員事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	山本繁樹	ほけん課長	山中昭人
観光課長	秦美保子	住環境課長	加藤勇二郎
人権啓発課長	市原吉治	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	竹原昭典
税務課長	市原修二	内牧支所長	加来隆浩

波野支所長 岩下勝則 農業委員会事務局長 徳永稔
8. 職務のため出席した事務局職員
議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 市原多喜男
書記 山本悠未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第52号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ② 議案第53号 阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について
- ③ 議案第54号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について
- ④ 議案第59号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第60号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑥ 議案第61号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 認定第1号 令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第7号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第8号 令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第9号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第10号 令和2年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 議案第63号 第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について
- ⑬ 議案第64号 阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第54号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について
- ② 議案第56号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第57号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ④ 議案第58号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑤ 議案第62号 令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第1号）について
- ⑥ 認定第1号 令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第4号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第5号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑨ 認定第 6 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩ 認定第 12 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

① 議案第 54 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について

② 議案第 55 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

③ 認定第 1 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

④ 認定第 2 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑤ 認定第 3 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑥ 認定第 11 号 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

⑦ 議案第 65 号 工事請負契約の変更について

⑧ 議案第 66 号 工事請負契約の変更について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第 67 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取扱いにつきましては、今期定例会の一般質問の通告者は 10 名予定さ

れております。したがって、一般質問を9月21日と22日の2日間とし、21日5名、22日5名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、執行部より議案8件の提出がありました。したがって、本日1件、21日6件、22日1件をそれぞれ日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第52号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ② 議案第53号 阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について
- ③ 議案第54号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について
- ④ 議案第59号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第60号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑥ 議案第61号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 認定第1号 令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第7号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第8号 令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第9号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第10号 令和2年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 議案第63号 第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について
- ⑬ 議案第64号 阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について

**コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書の提出について**

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第52号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」他12件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今から総務常任委員会委員長報告をします。

令和3年第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案8件、認定5件、その他1件であります。9月10日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第52号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」であります。

委員より、「阿蘇市の裁量で適用の範囲を広げられるならば、土地や建物の取得等の額が500万円以上という規模であることから、増築や経営拡大を行う飲食業関係の業種を、課税免除の対象に加えることは考えられないか。」との質疑があり、税務課長から、「課税免除となる業種については、どうしても過疎法に制限があるため、法の範囲内で可能な限り対応します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について」であります。

委員より、「阿蘇インターネット光ギガスタンダードプランは、最大の通信速度が今までのおよそ10倍となる1ギガのサービス提供であるとのことだが、通信速度と価格を民間と比べてときに少し高いように感じるが。」との質疑があり、総務課長から、「民間では数日で大容量の通信を行うと通信速度に制限がかかるようなケースもあり、制限を気にせずに使用できるよう光サービスを使ったWi-Fi環境を整えられる御家庭もあるかと思われます。転居が多いなどの各家庭の状況に応じて通信事業者を選ばれていることから、今後の加入状況なども見据えながら料金設定等をしていきたいとテレワークセンターから伺っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「市総合センター外灯改修工事について、配管図等がない中での工事となり、工事費用に変動が見込まれるとのことだが、以前にも図面がなく、実際に同じような事例も発生している。今はデータでの保存も可能であり、管理の徹底を図る必要があるのでは。」との質疑があり、総務部長から、「町村合併以前の図面などは、庁舎移動などの際に不明に

なっているものもあります。合併後は、修繕等にいつでも対応できるようきちんと管理しています。データでの保存も含め、各部署へも再度図面等の管理徹底の周知を図ります。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野支所の公用車、福祉バスともに初年度登録から既に10年以上経過しているが、市では、公用車の使用期限などは設けていないのか。」との質疑があり、総務部長から、「公用車の使用期限は設けていません。大事にしながら長く使用しているところです。」との答弁がありました。また、別の委員より、「リースにすれば、その料金の中で点検なども実施されると思うが、購入した場合との比較をしたことはあるか。」との質疑があり、部長から、「リースになると、1か月の走行距離に制限が設けてある場合などもあり、契約内容によっては購入の方が安価で済むこともあります。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「一の宮安心安全拠点施設建設工事費約7,500万円は、木造の建物にしては高額では。」との質疑があり、政策防災課長から、「施設のうち、駐在所部分は、構造や附属品が特殊であるため、金額も高めになっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「消火栓の設置工事については、水圧の問題もあるが、簡易水道にも要望すれば設置できるのか。」との質疑があり、課長から、「各地区からの簡易水道等への消火栓設置要望もありますが、水圧が足りないため、基本行っていません。十分な水圧がある上水道に設置を進めている状況です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「地域情報化基盤整備基金2億5,000万円について詳しい説明を。」との質疑があり、情報管理室長から、「この基金は導入から10年が経過するお知らせ端末などを更新するためのものです。お知らせ端末については、同じサービスのテレビ電話機型での更新を考えており、端末機に係る費用に約6億3,000万円かかる見込みです。そのほかにアプリケーションサービス利用料や光ネットワーク機器の更新費用などに約13億円が必要であるため、計画的に更新を進めるところです。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の予算について審査を行いました。

税務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号「令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について」、議案第60号「令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について」、議案第61号「令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を行った結果、議案第59号から議案第61号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「内牧支所」の決算について審査を行いました。

内牧支所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より、「波野地区福祉バス事業のお買い物便については、地元育成という面からも地元資本の商店を優先して目的地にできないか。」との質疑があり、波野支所長から、「現在、日用雑貨や食料品の店舗が集中している阿蘇ショッピングタウンを目的地としていますが、今後、地元商店街の振興も含めた検討も必要かと思えます。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の決算について審査を行いました。

委員より、「路線バスについては、高校生などの利用を考えた場合、バスの運行時刻を J R の運行時刻に合わせることはできないか。」との質疑があり、政策防災課長から、「以前から路線バスの時刻と豊肥本線の時刻が合っていないとの御指摘を受けていましたので、8 月に J R の担当者に対しても検討できないかお願いしています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「大雨や台風などの際には市内 3 か所を自主避難所として開設しているが、阿蘇小学校管内には開設がなく、不安に思っている住民も多く見受けられる。避難所体制の見直しは可能か。」との質疑があり、総務部長から、「指定避難所の開設については、災害の形態や被災者の状況によって最適とされる場所に順次設置するようにしています。ただ、一度に多くの避難所を開設すれば、職員の多くはそちらにかかりきりになってしまい、ライフラインの復旧など、本来、職員が担うべき対応が確実に遅れていきます。熊本地震では御自分たちで避難所対応を行った地域もありますので、区長さん方の意識の改革となる研修を行う必要があるかと思えます。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「区長会活動の支援について、地域での社会福祉に関する区長の役割が昔に比べるとかなり増えている。役割に見合った何らかの手当などが必要ではないか。」との質疑があり、総務課長から、「手当については国の制度等もあり、新たな手当は難しい部分もありますが、今後の課題として検討したいと思えます。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「市税関係の不納欠損額がここ 2 年、急に増えているが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものか。」との質疑があり、税務課長補佐から、「不納欠損については、執行停止をかけてから 3 年後、または執行停止中に時効が来た分が欠損であるため、新型コロナウイルス感染症の影響ではありません。ただし、3、4 年前から県の支援も受け、高額滞納者の対策等も実施していることや、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の増加により、今後ますます執行停止も増加し、不納欠損は増えていく状況にあると考えています。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「公共施設個別計画は国の要請で作成しているが、施設の修繕などを行う場合

は市の予算のみで行うのか。」との質疑があり、財政課長から、「この計画を策定することによって、国から交付税措置のある起債の借入れができるようになります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「経常収支比率が 94.6%とここ数年高水準で推移しているが、この原因は。」との質疑があり、課長から、「予算査定や事前評価等を徹底しながら予算化を行っていますが、一度予算化した事業については、さらなる見直し、再検証が必要であると感じています。今後、費用対効果を慎重に検証しながら、事業見直し等も含め、行財政改革の中で進めます。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「実質収支額が多いように感じる。あと 2、3%程度は改善が必要だと思うが、その見解を。」との質疑があり、課長から、「昨年度は新型コロナウイルスの影響で歳入歳出決算額が見込みづらく、結果として約 10 億円の実質収支額となりました。今後、大幅な余剰金が見込まれば、基金等に積み立てることを検討します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 7 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、認定第 7 号から認定第 10 号までは、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号「第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について」であります。

委員より、「総合計画の管理手法である P D C A サイクルについて、チェック（評価）からアクション（改善）が毎年弱いように感じる。予算消化とにならないようチェック機能を強化すべきでは。」との質疑があり、政策防災課長から、「今年度予算を基に補助事業に関する費用対効果の確認を各課に求め、当初予算作成に向け財政課とともに協議を進めます。また、ローリング方式による各事業の見直しも行い、チェック機能をしっかりと果たしていきたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 64 号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。

委員より、「旧阿蘇町も過疎地域に指定されたことから、住民がより安心して住めるまちづくりと過疎対策に向け、積極的に取り組んでほしい。」との意見があり、政策防災課長から、「本計画策定に当たっては、移住・定住も含め、過疎地域を解消するための各課の施策をもとに策定しています。全体的な目標としては、過疎地域の発展を目指す取組となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、今会期中に総務常務委員会で審査することになりました「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」であります。

議会事務局長からの趣旨説明の後、担当課の意見を求め、財政課長から、「昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、税収は対前年度比で約1億5,000万円の減収となっており、財源確保は喫緊の課題と捉えています。本意見書（案）のとおり、地方税制の充実確保は行政として強く要望したい事項ではありますが、ただ一方で、コロナ禍において、住民の税負担に影響しないように配慮しなければならないと考えます。」との意見がありました。

委員より、「これは、メリットも含め、市民への影響を調査し、国に何らかの措置を求めるなどの条件をつけなければ、分かりづらいと思う。」との意見があり、また、別の委員より、「多くの方々が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、議会として行政の立場に立つか、市民の立場に立つか、両方の側面を持っているように思う。」との意見がありました。さらに、別の委員より、「一旦保留にし、他の自治体の動向をみて、再度検討してはどうか。」との意見がありました。

以上のような審査をした結果、本件は他の自治体の動向も踏まえ再度審議することとし、保留することに決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」並びに認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」並びに認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第52号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号「阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 59 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 60 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 61 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」までを一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 59 号から議案第 61 号までを一括して採決をいたします。

議案第 59 号から議案第 61 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 59 号から議案第 61 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号から議案第 61 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号から認定第 10 号までを一括して採決をいたします。

認定第 7 号から認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号から認定第 10 号までについては、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 7 号から認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 63 号「第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 54 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について
- ② 議案第 56 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ③ 議案第 57 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ④ 議案第 58 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 62 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- ⑥ 認定第 1 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 4 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 12 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」他 9 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和 3 年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、認定 5 件であります。9 月 9 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」であり

ます。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「中通古墳群調査委託料の詳細説明を。」との質疑があり、社会教育係長から、「中通古墳群には、10基の古墳がありますが、令和元年度に開催しました『中通古墳群長目塚古墳調査70周年シンポジウム』の中で、学術的にも非常に価値のある史跡であると提言されたことから、昨年度は長目塚古墳、本年度は上鞍掛塚A古墳を調査対象とするものです。現状を三次元レーザーで測量し、その位置、大きさ、寸法等を調査します。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「農村公園あびか屋外照明改修工事については、Aコートのみということだが、Cコートも今後計画しているのか。」との質疑があり、社会体育係長から、「今回受ける補助金については、単年度に対して限度額があり、2面同時に行っても補助金額は変わらないことから、年度を分けて実施する予定です。ただし、本年度補助金を活用した場合、その後3年間は補助金を受けられないため、Cコートの改修については、令和7年度以降になります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇保健福祉センター大規模改修工事については、2期工事ということだが、まだ続くのか。」との質疑があり、福祉課長から、「施設の床や屋根、照明設備等が建築後、相当の年数を経過し老朽化しているため、3期目以降も適宜改修を計画しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

委員より、「1施設に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金335万5,000円の詳しい内容を。」との質疑があり、介護保険係長から、「対象施設は、『愛・ライフ内牧』です。内容については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ゾーニング環境の整備として、室内の壁を取り払い、隔離対象者の病室とするレッドゾーンとそれ以外のグリーンゾーンに仕分する改修工事です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

2号)について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第1号)について」であります。

委員より、「今回のCT撮影装置は新型コロナウイルス感染症対策で補助を受けるが、本来の医療機器の入替えについて、どのような考え方で行うのか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「CTやMRI等高度医療機器は、最新の医療を行う上で必要不可欠であることから、計画を立て更新を行うこととしていますが、高額であるため、保守メンテナンスをかけて長寿命化を図っています。今後、内部留保を蓄えて、計画的に更新をしてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「補助金で購入する医療機器は、すべて更新なのか、新規導入はあるのか。」との質疑があり、部長から、「超音波画像診断装置と気管支鏡は新規で、CT撮影装置と整体情報モニターは更新となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「教育課」の決算について審査を行いました。

委員より、「体育施設の鍵管理者との接触の機会をなくす公共予約システム事業について、現在、自動解除、施錠できる施設はどこなのか。」との質疑があり、社会体育係長から、「自動解除ができる施設は、指定管理が入ってない施設全てとなります。管理者のいる阿蘇体育館や農村公園あびか、一の宮体育館については、直接鍵の受渡しを行っていますが、それ以外の学校施設と廃校した旧小学校の体育館等については、電子鍵に変わっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「来年の成人式については、早めの開催もしくは中止の決定をすべきではないか。」との質疑があり、社会教育係長から、「本年度から、実行委員会という形式を取って進めていく計画です。現在、各中学校区から3名ずつの選出を行いましたので、近いうちに実行委員会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策も含め、式典に対する在り方等について十分検討し、行政主導ではなく、実行委員会形式で実施します。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の決算について審査を行いました。

委員より、「人権相談において、新型コロナウイルス感染症関係もあると思うが、昨年と比べてどう推移しているか。」との質疑があり、人権啓発課長から、「各相談件数については、例年と比較して大きく変化はなく、特に新型コロナウイルス感染症関係で相談が増えたということもありません。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の決算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の決算について審査を行いました。

委員より、「マイナンバーカードによるコンビニ交付件数は、市全体の申請件数の何%ぐらいなのか。」との質疑があり、市民課長から、「令和2年度のコンビニ交付件数は2,703件で、前年度に比べ増加していますが、まだ窓口件数に比べると10%に達していません。今後も利用促進の周知等に努めてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「生活困窮者の相談を受ける中で、新型コロナウイルス感染症により、どの職種の方々が困っているのか。」との質疑があり、課長から、「新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数も以前に比べかなり増えており、職種も併せて内容は様々で、令和2年度は、家計改善支援事業や住居確保給付金等の相談も多くあります。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の決算について審査を行いました。

委員より、「高齢者の新型コロナウイルス感染症による自宅待機で、認知症になるリスクが高まることを恐れ、感染予防をした上で人が集う機会を増やしている地域があると聞かすが、阿蘇市として、そのような動きをどう考えているのか。」との質疑があり、福祉課長から、「市にも、『なぜ今の時期にするのか。』、『もうそろそろ実施してもいいんじゃないか。』という意見がそれぞれ寄せられます。そのたびに、まずは自分の身を守ることを第一条件とし、もし地区でコロナ対策をしっかりと行い等をするときには、参加することを強制しないでくださいとお伝えしています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今年の敬老会は、記念品か弁当を配るケースが多いということだが、助成に当たっての考え方は。」との質疑があり、総合福祉係長から、「物品を配布するときのガイドラインとして、お弁当や記念品は認めていますが、金券や現金に代わるものは控えていただくよう各区長や施設長にはお伝えしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「健診率については県平均を上回り頑張っているが、阿蘇市独自の高い目標を立て、特に若い方々の早期発見、早期治療につながるさらなる努力をお願いしたいが。」との質疑があり、ほけん課長から、「若い方々に対しての勧奨通知は、封筒に入れて通知をすると開封されない状況もあることから、はがきで勧奨通知を行うなど、より内容が伝わる形で取り組んでいます。今後も引き続き周知徹底に努めていきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「特定健診については、各区において受診率に差があるが、受診率が低い区においては、区長や関係者を通じて啓発をしているのか。」との質疑があり、健康増進室長から、「健康づくり推進員が、各行政区に1名ずつおられますので、研修会を通じて各行政区の状況を把握いただきながら、各区の受診率を上げる取組をお願いしています。今後も推進員の方々に働きかけるとともに、受診率が低迷している区に対しては、保健師、栄養士も丁寧な指導や声掛けをしていきたいと思っております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号「令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「健診率の目標値が低いと思うが。」との質疑があり、ほけん課長補佐から、「高齢者の約90%の方々は生活習慣病等で医療機関を受診されているため、健診の受診率は低い現状です。」との答弁がありました。また、別の委員より、「多くの人が医療機関を受診しているのであれば、その分を外して目標値とすればいいのでは。」との質疑があり、ほけん課長から、「受診率が低いという誤解を招かないよう二段書きにするなど、対象者に限定した目標値の設定を検討したいと思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第12号「令和2年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より、「令和2年度は、9億6,000万円の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金があつて黒字になったが、本年度も入院患者数や外来患者数は変わらない。補助金頼りじゃないが、しっかり今後の予算立てをする必要があるのでは。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「県の9月補正予算で入院病床確保のため、129億5,400万円が予算計上されていることから、補助金の確保は見込まれますが、早い段階で病院関係者が経営のことも考えながら、新型コロナウイルス感染症の終息後の対応について内部で検討を始めています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「補助金がなくなった場合の対策として、しっかり体制を整え、患者さんに来ていただけるような方策やアピールは考えているのか。」との質疑があり、部長から、「経営改善の大きな目玉は、医師確保であり、県へ引き続き強く要望してまいります。また、開院以来、急性期病院として専門的に脳疾患、心疾患の治療を行い、地域の医療機関からの紹介率も上がってきました。今後、病院の信頼も含めて、さらに患者満足度の向上に職員一丸となって取り組んでまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」並び

に認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」並びに認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第56号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第1号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第4号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号「令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号「令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第12号「令和2年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時5分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

① 議案第54号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について

- ② 議案第 55 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ③ 認定第 1 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ④ 認定第 2 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤ 認定第 3 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 11 号 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ⑦ 議案第 65 号 工事請負契約の変更について
- ⑧ 議案第 66 号 工事請負契約の変更について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」他 7 件を議題といたします。経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 3 年第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 4 件、認定 4 件であります。9 月 8 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「災害仮設住宅、再建支援住宅として利用された、東池尻住宅の売却計画に伴う公有地不動産鑑定業務委託料が計上されているが、かなり広い面積であるため、売却の際は分割するのか、一括での売却となるのか。」との質疑があり、住環境課長補佐から、「建物は県の補助金で整備しているため、無償譲渡することが条件となっており、この建物を含め一括での売却を予定しています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「空家等対策事業については、利用率も高く、事業者の定着も図られ、好評を得ているとのことだが、支援が終わると次の空き家に移動するなど、場所を変えて補助を受けるようなケースは発生していないか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「これまで約 130 軒ほどの空き店舗利用者がおられ、このうち 7 割程度の店舗が定着されています。中にはこの空き家対策の補助金がなくなれば営業が継続できないという理由で、閉店されたケースもあると聞いておりますので、新規創業の方等に商工会とともにバックアップを行っている状況です。」との答弁がありました。

また、委員より、「いこいの村設備等稼働試験手数料が 20 万円計上されているが、施設の老朽化が進んでいるため、点検管理を徹底し、施設や環境が荒廃する前に積極的に譲渡先を見つけるべきではないか。」との質疑があり、課長から、「今後は施設の配水管や配電設備の状況等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、景気動向等を勘案しながら、的確な時期に公募ができるよう準備を進めていきます。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「有害鳥獣捕獲報奨金については、顕著な被害が継続しており、捕獲する方々の高齢化も進む中、単価を上げるなどの駆除隊の意欲喚起につながる対策を早急に行ってはどうか。」との質疑があり、農政課長から、「駆除隊の担い手育成として、免許取得及び講習に係る費用の全額負担も行っているところですが、総体的な増員にはつながっていない状況です。駆除活動への意欲を高めるためにも、報奨金の単価の増額については、駆除隊の役員会の意見や、近隣市町村の単価等を見定めながら検討してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「有害鳥獣による被害額の推移は。」との質疑があり、課長から、「農業共済組合から令和 2 年度の被害総額は 386 万 6,000 円との情報を得ていますが、これには家庭菜園での自給的作物等の被害は含まれていないため、全体的な被害は把握できていません。今後は、全体の被害額を把握する手段を模索したいと思っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 55 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

委員より、「備品購入費の内訳は」との質疑があり、下水道係長から、「下水道管を目視するための調査用カメラをはじめ、8 枚複写の産業廃棄物管理票を一度に印刷できるインパクトプリンターと、処理場監視用のノートパソコンをセットで購入する予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より、「危険ブロック塀等安全確保支援事業において、危険ブロック塀の判断基準は。」との質疑があり、建築営繕係長から、「避難通路、県道、国道、市道に接するブロック塀で、道路より 80 センチメートル以上、また、塀の高さが 60 センチメートル以上のものにおいて、歪みや空洞、亀裂などが発生している場合、行政の建築部門の担当者が確認し、危険ブロック塀と判断することとなります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「道路施設等の長寿命化を図っている中で、舗装更新延長施策の達

成率が 45.2%と低い、達成率を高める方策は。」との質疑があり、道路河川係長から、「国の補助が申請に対して半分程度しか配分されない状況があり、達成率が低くなっています。今後も路面の性状調査を行い、結果の悪い路線を重点的に整備する計画を作成し、継続して申請していきたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の決算について審査を行いました。

委員より、「市営住宅における快適な環境を維持していくにあたり、入居者の高齢化等により団地内の除草や樹木剪定等の維持管理が困難になっているとの課題が示されているが、実際は入居者の公営住宅に対する自己管理意識とモラルの低さから、雑草や植え込みの管理ができていない状況になっているのではないかと思う。今後、入居する際の条件に、団地の維持管理に関する義務を組み込むことはできないか。」との質疑があり、住環境課長から、「入居者で管理していただくのが基本ですが、管理が行き届いていない部分は、委託等で伐採などを行っている状況です。入居要件に盛り込むための検討をしていきたいと思えます。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

委員より、「あっせん事業による農地の売買として 20.2 ヘクタールの実績が示されているが、この背景には農家の後継ぎがない実情があるのか。また、売買される際の 1 反当たりの単価はどのくらいか。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「農業の後継ぎがないため、売り渡すケースが大半を占めています。また、相続により県外の方が持たれている田んぼ等をこの事業で売買している場合もあります。単価については、基盤整備されている水田は 70 万円程度ですが、その他については条件により変動します。畑については、農振地域での昨年度の実績としては 20 万円から 40 万円となっています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より、「空き家バンクの状況を阿蘇市のホームページで確認すると、売買契約成立件数が非常に多いが、実際にどのくらいの方が定住されているのか。」との質疑があり、地域振興係長から、「これまで空き家バンクや不動産業者を通して購入や賃貸が決まった割合ですと、阿蘇市外の方が 5 割、阿蘇市内の方が 5 割となっており、移住・定住を促進するとともに人口流出を防いだ結果となっています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

委員より、「大手企業では新型コロナウイルス感染症の影響が一段落したときの対策を講じているとの話を聞く。いつになるかは分からないが、観光課もさらに様々な対策を講じてほしい。」との意見がありました。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 2 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第11号「令和2年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より、「量水器取替業務委託料として約355万円の実績があるが、毎年何台程度を取り替えているのか。」との質疑があり、水道課長から、「阿蘇市内に約9,000軒の量水器があり、計量法により8年に1回の取替えが規定されていることから、例年800軒以上を取り替えています。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「施設の老朽化が進む中、有収水率の向上に向けて管路の漏水調査が進められていると思うが、漏水調査業務委託料は5万円の実績となっている。この金額で十分な漏水調査が行えているのか。」との質疑があり、課長から、「この委託料については、突発的に異常な配水量が発生した際、職員が対応しきれない漏水調査を単発的に業者へ委託したものであり、広域的な調査を行ったものではありません。漏水調査については、毎年200万円ほどの委託料を計上していますが、委託する前に調査区域を絞るための調査を夜間に職員が行う必要があり、なかなか進まない現状です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号「工事請負契約の変更について」であります。

委員より、「ほとんどの公共工事で何らかの理由により設計変更が行われている。誤解を招かないよう、計画にあたっては事前に設計会社と十分な協議を行うべきではないか。」との質疑があり、住環境課長から、「できる限り変更等がないよう、しっかりと協議調整していきたいと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「1工区、2工区、それぞれの間取りと戸数は。また、1戸あたりの家賃は幾らになるのか。」との質疑があり、課長から、「1工区は2DKが10戸、2工区は3LDKが1戸、2LDKが8戸、1DKが2戸で11戸、1工区と2工区を合わせて21戸です。」との答弁があり、さらに、住宅係長から、「家賃の算定はまだ行っておりませんが、入居される方の所得に応じて変動します。直近の家賃の設定を見ますと、最も安価であれば2万2,000円から2万3,000円程度になる見込みです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「2工区においては、補助対象となる2本のボーリング調査に加え、阿蘇市の自己負担でもう1本調査していれば、今回の設計変更は発生しなかったのではないか。」との質疑があり、課長から、「ボーリング調査を行った場所から約4.5メートルという狭い範囲内であるにもかかわらず、支持層の深さはボーリング調査の結果と大きく異なっていました。これは通常想定できない支持層までの深さの違いが確認されたものであり、適正なボーリング調査を想定し難い状況であります。今後は、今回の結果を参考にしながら、地

質調査については設計段階から入念に協議を行いたいと思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 66 号「工事請負契約の変更について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 五嶋委員長より詳しく主なものについて報告がありましたけれども、私が本会議で、はな阿蘇美、平成 27、8 年ですか、から未納になっている件をお尋ねいたしますと言ったけれども、そのことは論議されましたか。

○議長（湯浅正司君） 五嶋委員長。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会において、その件は質疑も意見もありませんでした。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」並びに認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。

議案第 65 号、議案第 66 号、工事請負契約の変更についてを反対の立場で討論いたします。

先日の本会議でも園田議員、児玉議員より発言がありまして、いろいろ厳しい意見がありました。私も全く同感であります。この委員長報告でも議論されたことであります。

近年、建築工事において工事を始めたら、地盤が悪い、軟弱地盤ということが分かり、基礎工事の追加工事が幾度も繰り返されております。そのたびに、議会において各議員からいろいろ苦言があり、その都度、十分に今後は調査を行い、そういうことがないようにとの答弁が返ってきております。しかし、一向に改善されないで、現在に至っております。

阿蘇医療センターの腐葉土層、それから阿蘇中学校の軟弱地盤、阿蘇西小学校の地盤の転石の発見など、すべて多くの追加工事がかかっております。阿蘇市において、水害、熊本地震などの発災後は、多くの場所で軟弱地盤、冠水、いろいろ状況が分かっているものと思っ

ております。その地域の状況を反映して調査設計を行うことが当たり前であり、重要だと思っております。

他の自治体の公共工事における設計業務要項においても、現地調査を十分に行い、周辺環境に配慮した設計とすること、当該地域における建築履歴等の調査を行い、設計に反映することとしてあります。

追加工事は、満額で示されているということで、最初の工事入札額と合わせますと、結局のところ高いものとなり、阿蘇市の損失につながるのではないかと懸念されます。いいものを安くするためにみんなで努力しなければならないと思います、一回ちゃんと総額で見直していただきたいということで、この議案には反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 賛成討論ありませんか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） ただ今の意見は、公共工事に当たる場合、もっともなことだと思います。私も本会議で苦情を申し上げましたし、経済建設常任委員会の中でもこの設計変更についての議論がなされました。その中で、担当部長、担当課長から、皆さんの意見を配慮して、今後こういうことがないように極力改善に努めていきたいということで改善を約束されましたし、これから改善されることを期待しまして、この案件につきましては賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」並びに認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 55 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり

り認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第11号「令和2年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第65号「工事請負契約の変更について」、採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第65号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「工事請負契約の変更について」、採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第66号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〔賛成者起立〕

以上で、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」並びに認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」、採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。討論はありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私は、認定の 119 ページの人権対策費についての反対の立場で討論に参加します。

運動団体補助金 122 万 728 円、これは 2016 年 12 月 16 日に議員提案で部落差別法の解消の推進に関する法律ができました。そして、その附帯決議の中で、一つには、差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を得るよう努めることはもとより、過去の民間団体の行き過ぎた言動、そして部落差別の解消を阻害してきた原因を踏まえ、これに対応する対策を講じることも併せて、総合的に施策を実施する、このような附帯決議が上がっています。

今、阿蘇市の部落解放運動に対し 3 つの団体、そして、阿蘇、一の宮という形で 6 団体の補助金が出ています。この内容自体、非常におかしいと私は思います。そして、この補助金の額、阿蘇市の市民の皆さん、市民税や、そして固定資産税などを必死で納入されている中で高額な補助金を継続的に支出していくのは市民の納得を得ることが必要だと私は思います。この同団体への補助金については、熊本市、また玉名市のように補助金を廃止した自治体は、今、全国で広がっています。このような補助金が廃止されるよう、討議をされるようお願いしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

反対討論がありましたので、この認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、認定第 1 号は、各常任委員長の報告のとおり認定することに

決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第67号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 令和3年第3回阿蘇市議会定例会、追加の提案をさせていただきたいと思っております。

議案第67号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」

本件は、市長等の給与について、減額措置を講ずるため本条例の一部を改正するものであります。

以上、議案1件（条例1件）を本日、追加して上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第2、議案第67号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。

したがって、議案第67号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

追加日程第2 議案第67号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、議案第67号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第67号、阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

事前配付させていただきました議案書1ページをお願い申し上げます。提案の理由につきましては、ただ今、市長の説明にありましたとおり、市長等の給与について、減額措置を講ずるため本条例の一部を改正するものでございます。

2ページをお開き願います。現在、市長につきましては、令和3年3月6日から令和7年

3月5日までの間、100分の20を、副市長におきましては、100分の10の給与減額措置を講じているところでございます。

今回、申出によりまして、附則第3項を追加、市長におきましては、令和3年9月1日から11月30日までの3か月間、100分の40の給与減額措置を、副市長におきましては、9月1日から、任期であります9月30日までの1か月間、100分の20の給与減額措置を講じるものであり、9月1日からの適用といたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 市長、どうぞ。

○市長（佐藤義興君） ただ今の減給条例についての補足説明をさせていただきたいと思っております。

行政処分審査委員会により、畜産クラスター事業に関与したいずれの職員も懲戒処分に相当するような過失は認められないとの審査結果の報告を受けました。市民の皆様、関係各位に御心配をおかけをし、心が痛みます。行政を預かる管理者として、道義的所見により、市長を40%、副市長を20%減給することにいたしました。

補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ちょっと質問が難しいんですけども、道義的な責任を取られるという意味で理解してよろしいかと思うんですけど、審査委員会では、市長とか副市長については、責任についての議論はなされなかったということではよろしいのでしょうか。

それと、道義的に取られるということであれば、私は、それは評価していいのではないかと、そのように思います。ただ、金額の根拠について何か説明いただけるのであるならば、金額の根拠と、その金額が大体幾らぐらいになるのか、10分の4、10分の2と書いてありますが、幾らぐらいになるのか、それについて御質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今御質問いただきました点につきまして、まず、処分審査委員会での特別職の審査につきましてですが、これにつきましては、市長、副市長、そういったところにつきましては対象とはならない。あくまでも部長以下の一般職の職員ですね、そちらを対象として審査がなされるものでございます。地方公務員法の適用を受ける部分につきましては対象となりますので、市長につきましては、そういった部分につきましては処分というものではございませんので、民法の規定が適用される。それから、副市長につきましては、また別個規定がございますので、そういった教育委員でございますとか、農業委員でございますとか、選挙管理委員会、そういったところで別個されるという形になってございます。

それから、今回の給与の影響額でございますけれども、現在までの通常の令和3年3月以降の減額、これが、市長は100分の20ということでございますので、16万5,600円を今減額していると、それから副市長については100分の10でございますので、6万100円を減額

しているということでございます。この金額が今回それぞれ倍額となりますので、9月、10月、11月につきましては、33万1,200円が市長は減額される、それから副市長は12万200円が減額されるということで、今回上程させていただいているものでございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 市長の提案については、非常にある面では評価をいたします。しかし、今、金額も言われました。市長については33万円、副市長については12万円ほどですか、住民から見れば、今度の賠償額は8,384万円、それと税をつぎ込むのは、阿蘇市の弁護士代298万円ですか、これが重なって、市の税金を使うのは8,600万円を超します。そういう金額でございますので、これは市民も納得しないし、我々ももうちょっとこの金額では納得いたしません。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

この議案に対して反対の立場から討論をいたします。

先般のクラスター事業の裁判については、裁判所の判決は手続上の瑕疵ということが出てきていますが、この手続上の瑕疵、誰が瑕疵をやったのか、誰が手続上のミスがあったのかとか、そういったことについて一切説明がなされていません。職員については、何らなかったという説明だけです。そういう中で、減額、減額、道義的責任と言われますけれども、先にそういったことをきちんとされてから道義的責任を取るべきではないかと私は考えますので、反対をいたします。

○議長（湯淺正司君） 賛成討論はありますか。

18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） 賛成の立場から討論をいたします。

残念ながら、裁判の結果は御案内のとおりでございます。手続上瑕疵があり、職務上義務違反ということで、基本的には国家賠償法第1条第1項の適用ということで結論が出されたわけでございます。あくまでも故意でもなく、悪意でもないということが国家賠償法第1条第1項に当てはまるのではないかと。プロセス上、当時、署名運動等々、発展しまして、相当の民意が反映されたところでございます。やむなく決断をされたことで、当事者が一番現在に至っては悔しい思いをされているのではないかとことを思い、意を酌み取り、私は本議案に賛成をいたします。

○議長（湯淺正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） これより、議案第67号を採決いたします。

反対討論がありましたので、議案第 67 号は起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前 11 時 51 分 散会